

京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(事案の報告及び再発防止措置)</p> <p>第20条 事務取扱担当者が関係法令、規程等に違反し若しくは違反するおそれがある場合、又は特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損その他の特定個人情報等の安全確保の上で問題となる事案が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、その事実を知った職員等は、直ちに当該特定個人情報等を管理する保護責任者に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた保護責任者は、直ちに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じるとともに、速やかに事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括責任者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。</p> <p>3 総括責任者は、前項の報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総長に速やかに報告する。</p> <p>4 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(移送された事案の取扱い)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事案の報告及び再発防止措置)</p> <p>第20条</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3</p> <p>4 <u>総括責任者は、第2項の報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、関係省庁に対し、速やかに情報提供を行うものとする。</u></p> <p>5 (同 左)</p> <p>(移送された事案の取扱い)</p> <p>第51条 (同 左)</p> <p><u>(関係省庁との連携)</u></p> <p>第51条の2 <u>本学は、保有個人情報等の適切な管理にあたって、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)を踏まえ、関係省庁と緊密に連携して行うものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年2月28日から施行する。</p>